

## 倶知安町G20観光大臣会合推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 2019年に倶知安町で開催されるG20観光大臣会合（以下「大臣会合」という。）に係る庁内の総合調整を所掌し、大臣会合の円滑な実施に資することを目的とするため、「倶知安町G20観光大臣会合推進本部」（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大臣会合の円滑な実施を図るための総合調整に関すること。
- (2) 大臣会合の受入態勢整備に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他大臣会合の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は両副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 本部の庶務は、総合政策課G20観光大臣会合推進室において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

	職 名
本部員	教育長
	総合政策課長
	総務課長
	総務課参事
	税務課長
	住民環境課長
	福祉医療課長（保険医療担当）
	福祉医療課長（保健福祉担当）
	農林課長
	まちづくり新幹線課長
	まちづくり新幹線課参事
	建設課長
	水道課長
	学校教育課長
	社会教育課長
	会計管理者
	議会事務局長
	農業委員会事務局長